

地再開発事業が、なぜ農村の組織や関係を活性化させたのかを、そこにおける共有地の管理組織である土地株式会社の株主と村落の構成員のもつ成員権とが重なっているという条件から興味深く論じたのである。[山本, 1991]

これらの研究は、いずれも都市化・近代化のもとで、村落が資源管理の上で直面する問題に対して成員権を巧みに操作しながら切り抜けていく過程を描き出している。それらは、今日の都市部の財産区のあり方を考えていく上で貴重であり、研究蓄積の多い法社会的な入会権⁷⁾からのアプローチとはまた異なった有効な視点となりうるように思われる。

3. 都市における財産区の存在形態

3-1. 宝塚市域における財産区と事例地の概要

本稿が調査地として選んだのは、神戸・大阪という大都市と隣接する宝塚市川面地区である。川面地区は、江戸期には藩領のことなる川面村と安場村という2つの藩制村に分かれていたが、町村制施行直前の明治18(1885)年に合併し川面村となった。以降、明治22(1889)年、近隣の3つの村落と合併して小浜村が成立、川面村には町村制114条にもとづく区が設置され、行政村小浜村の行政末端として区長、副区長を中心とする区行政が行われた。その後、昭和26(1951)年に宝塚町、昭和29(1954)年に宝塚市に編入されて今日にいたる。

大都市に隣接する宝塚市域は、昭和30年代までは農村的な景観の濃厚な地域であったが、その後急速に都市化がすすみ今日では典型的な都市近郊都市となっている。宝塚市は現在人口203,980人

(平成9(1997)年現在)であり、市制が施行された昭和29(1954)年の人口4,1581人と比較すると、人口はこの43年間に約5倍に増加したことになる。そのため北部をのぞいて農村的景観はほぼなくなり、南部の旧農村の多くは、今日では都市計画法上の市街化区域となっている。市域の11の地区に設けられている財産区はすべてこの市街化区域に含まれている。

市域の中心部に近い川面地区は、JR宝塚駅の東側一帯に広がる地域で、旧農村の中でも宅地化の進んだ地域である。もちろん市街化区域に指定されている。同地区には39戸の農家が存在しているものの6907世帯をかかえる住宅地となった今日、もはや都市地域の一角とみなしてよいであろう。(第1表)、この地区でもかつての区の広がり単位として財産区を設けている。昭和36(1961)年に出された宝塚市の「宝塚市部落有財産取扱要綱(昭和36年8月)(部落有財産について)」にそって当時地区内にあった5つの溜池、共同墓地を中心とする財産を管理するために川面部落有財産運営委員会を設置し、地区独自の規約を定めて管理にあたってきた。現在では、昭和56(1981)年に宝塚市が「宝塚市財産区財産の管理及び処分に関する条例」を制定したのに伴い、川面財産区管理会と改称して今日にいたっている。財産区は、溜池、会館、共同墓地の外、溜池の売却などによる約6億円ほどの資金を有している。このような財産について、かつての川面村と安場村という藩制村の違いは今日では意識されていない。また墓地も一カ所になっている。

川面地区は藩制村である川面村と安場村が合併したことから、地区内には二つの神社があり、氏子も分かれている。しかし、それぞれの村の境界は今日では明確ではない。それは江戸期より、双

第1表

年次	総戸数 (戸)	農家戸数(戸)			総農家戸数
		専業	1兼	2兼	
昭和35(1960)年	2424	27	37	32	96
昭和45(1970)年	4566	0	14	52	66
昭和55(1980)年	5622	1	3	51	55
平成2(1990)年	6907	9	0	30	39

各年農業センサスより作成